

地域の困りごと解決について（手順及び注意事項等）

1 目的

地域のお困りごとに対して、企業等（法人だけでなく、NPO 団体や個人含む）に地域課題の情報提供を行うことで、企業等の協力を得て、地域課題を解決する。

2 手順

- （1）区が名古屋市ホームページ等で情報提供する
- （2）企業等から区に連絡があれば、地域の担当者に伝える
- （3）企業等と地域担当で直接調整する

3 企業等要件

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 法律第 7 7 号）第 2 条第 1 項第 2 号に規定する暴力団、第 6 号に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと

4 その他

企業等と地域の間で発生した損失、損害、トラブル等については、区は一切の責任を負わないものとする。